

境港市空き家情報バンク要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市における空き家の流動化促進と境港市への定住促進を図るため、空き家情報を収集し、提供するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家情報バンク

境港市内に存する空き家（空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。）の登録と空き家利用希望者の登録を通して、空き家登録者及び空き家利用希望者に情報提供を行うことをいう。

(2) 所有者

当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(3) 申込者

境港市空き家情報バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者をいう。

(4) 空き家登録者

第4条第2項の規定による登録を受けた者をいう。

(5) 利用希望者

境港市への定住等を目的として空き家の利用を希望する者をいう。

(6) 利用登録者

第7条第2項の規定による登録を受けた者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(登録)

第4条 申込者は、境港市空き家情報バンク空き家登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家台帳に登録するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 空き家登録者は、前条第1項の規定により提出した境港市空き家情報バンク空き家登録申込書の記載事項に変更があったときは、境港市空き家情報バンク空き家登録変更届出書(様式第2号)を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 市長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は空き家登録者から、境港市空き家情報バンク空き家登録抹消願い書(様式第3号)の届出があったときは、当該空き家登録を抹消する。

(利用希望者の登録)

第7条 利用希望者は、境港市空き家情報バンク利用希望者登録申込書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録申込みがあったときは、その内容を確認の上、空き家利用希望者台帳(以下「利用希望者台帳」という。)に登録するものとする。

(利用登録者に係る記載事項の変更)

第8条 利用登録者は、前条第1項の規定により提出した境港市空き家情報バンク利用希望者登録申込書の記載事項に変更があったときは、境港市空き家情報バンク利用希望者登録変更届書(様式第5号)を市長に届け出なければならない。

(利用希望者台帳の登録の抹消)

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消する。

- (1) 空き家の利用の目的等が趣旨に該当しないこととなったとき
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき
- (3) 申込内容に虚偽があったとき
- (4) 利用希望者台帳の登録抹消の申し出があったとき
- (5) その他市長が利用希望者台帳への登録が適当でないとき

(情報提供)

第10条 市長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳及び利用希望者台帳に登録された情報を提供するものとする。

2 市長は、市ホームページ等で空き家台帳に登録された情報を公開するものとする。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 市長は、空き家登録者及び利用登録者が行う、空き家の利用に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、これに関与せず一切の責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第12条 空き家登録者及び利用登録者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること
- (3) 空き家バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと
- (4) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならないこと
- (5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年3月3日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

境港市空き家情報バンク 空き家登録申込書

平成 年 月 日

境港市長 様

申込者 住所
氏名

⑨

※申込者は、建物の所有権を有する者又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者に限る。

下記のとおり、境港市空き家情報バンク要綱を熟知した上、空き家情報バンクの空き家登録を申し込みます。

また、所有者等について、住民基本台帳、固定資産台帳等で確認されることに同意します。

登録目的	<input type="checkbox"/> 賃貸(希望額 月額 円) <input type="checkbox"/> 売却(希望額 円)	
空き家の所在地	境港市	
建物	所有者	<input type="checkbox"/> 申込者 <input type="checkbox"/> その他 ()
	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造 ()
		<input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> その他 ()
面積	延べ床面積 m ²	
土地	所有者	<input type="checkbox"/> 申込者 <input type="checkbox"/> その他 ()
	面積	宅地 m ²
設備	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 水洗トイレ <input type="checkbox"/> 駐車場	
連絡先	<input type="checkbox"/> 申込者 電話 (自宅・職場・携帯) <input type="checkbox"/> その他 住所 氏名 電話 (自宅・職場・携帯) その他の場合の理由 ()	

様式第2号（第5条関係）

境港市空き家情報バンク 空き家登録変更届出書

平成 年 月 日

境港市長 様

申込者 住 所
氏 名 ⑩

境港市空き家情報バンク要綱第5条の規定により、下記のとおり「空き家台帳」の変更をお願いします。

変更内容 様式第1号による

※様式第1号に変更箇所の記載し提出してください。

様式第3号（第6条関係）

境港市空き家情報バンク 空き家登録抹消願い書

平成 年 月 日

境港市長 様

申込者 住 所
氏 名

印

境港市空き家情報バンク要綱第6条の規定により、下記のとおり「空き家台帳」の登録を抹消したいので届出ます。

様式第4号（第7条関係）

境港市空き家情報バンク 利用希望者登録申込書

平成 年 月 日

境港市長 様

利用希望者 住所
氏名

㊥

下記のとおり、境港市空き家情報バンク要綱を熟知した上、境港市空き家情報バンクの利用希望者登録を申し込みます。

登録目的	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 購入
入居予定者数	名
連絡先	<input type="checkbox"/> 利用希望者 電話 （自宅・職場・携帯） <input type="checkbox"/> その他 住所 氏名 電話 （自宅・職場・携帯）

様式第5号（第8条関係）

境港市空き家情報バンク 利用希望者登録変更届書

平成 年 月 日

境港市長 様

利用希望者 住所
氏名

印

境港市空き家情報バンク要綱第8条の規定により、下記のとおり「空き家利用希望者台帳」の登録を変更したいので届出ます。

変更内容：
